

令和2年10月30日

補助事業者様

(埼玉県新型コロナウイルス感染症医療提供体制支援事業費補助金 御担当者様)

埼玉県保健医療部医療整備課 医務担当

## 令和2年度埼玉県新型コロナウイルス感染症医療提供体制支援事業費補助金に係る補助金交付要綱の一部改正、補助対象事業実施状況調査及び変更交付申請等について

本県の保健医療体制の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、標記補助金につきましては、既に御申請いただいた医療機関に対しては交付決定を行い、概算払請求に基づきお支払いを行っているところです。

この度、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱が一部改正されたことを受け、標記補助金交付要綱を一部改正しましたのでお知らせいたします。

また、補助対象事業実施状況調査及び変更交付申請等につきまして、次のとおり進めることといたしましたので、御多忙中とは存じますが、御協力いただきますようお願いいたします。

なお、「疑い患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」における補助対象の医療機関については、救急隊から疑い患者の受入れ要請があった場合には、一時的にでも当該患者を受け入れる医療機関として登録し、関係者間で情報を共有する必要があることから、今回を最終の申請手続きとしますので御注意ください。

### 記

#### 1 補助金交付要綱の一部改正について **全ての医療機関**

交付要綱「別紙2 病床確保支援事業」関係

##### (1) 病床確保料（確保日数あたり）

		ICU	HCU	療養病床	その他の病床
重点医療機関として指定された特定機能病院等医療機関の空床確保	稼働病床	436,000円	211,000円		74,000円
	休止病床	436,000円	211,000円	16,000円	74,000円
重点医療機関として指定された一般の医療機関の空床確保	稼働病床	301,000円	211,000円		71,000円
	休止病床	301,000円	211,000円	16,000円	71,000円

##### (2) その他消毒（需用費等）

知事に認められた額

【交付要綱のダウンロードページ：埼玉県ホームページ】

「埼玉県新型コロナウイルス感染症医療提供体制支援事業費補助金について」

(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/covid19kouhukin.html>)

## 2 補助対象事業実施状況調査について **既に交付決定を受けている医療機関**

- ・補助対象事業の開始から現在までの事業実施状況の確認と、それに応じた適正な補助金交付申請がなされているかを確認し、補助事業としての精度を高めます。
- ・新たに「重点医療機関」や「疑い患者受入れ協力医療機関」に指定される場合やこれまで補助対象事業としていなかった事業区分を対象にする場合がないかを確認します。
- ・補助金交付要綱の一部改正を反映した補助金の変動額を確認します。
- ・他の補助事業の対象にならないか、重複申請はないかを確認します。
- ・年度末の実績報告に向けた書類整理を行い、今後の円滑な事務手続きを図ります。

### (1) 実施状況調査対象期間

令和2年4月1日から令和2年10月31日までは実績を、11月1日から令和3年3月末日までは計画値を確認してください。

### (2) 提出書類

- ①交付申請書（様式1号）
- ②事業計画書（別紙1）（③、④もエクセルファイルに含まれています。）
- ③経費所要額明細書（別紙2-1-1、2-2-1、2-3-1、2-4、2-5-1）
- ④所要額内訳書等（別紙2-1-2、2-2-2、2-2-3、2-3-2、2-5-2）
- ⑤歳入歳出予算書抄本
- ⑥別表「新型コロナウイルス感染症医療提供体制支援事業費補助金申請内容確認資料」のうち、該当補助事業に係る資料。

※②～④の様式は最新版（補助金交付要綱の一部改正対応版）をホームページからダウンロードして作成してください。入力に際しては、交付申請の際に作成していただいた「事業計画書」エクセルファイルの黄色のエリアに入力いただいているデータをコピー＆ペーストで写していただければ、そのままデータを継続して御利用いただけます。

【様式のダウンロードページ：埼玉県ホームページ】

「埼玉県新型コロナウイルス感染症医療提供体制支援事業費補助金について」

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/covid19kouhukin.html>

### (3) 提出方法

①～⑤についてはE-mailで、⑥については郵送で提出してください。

(E-mailの件名は、「【状況調査】コロナ体制支援補助（医療機関名）」としてください。)

### (4) 提出期限

令和2年11月30日（月）必着

## 3 変更交付申請手続き（増額変更）について **既に交付決定を受けている医療機関**

- ・「2 補助対象事業実施状況調査」を終了した医療機関のうち、既に交付決定した額に対して増額（事業区分毎ではなく合計額が増額）となる医療機関につきましては、増額の変更交付申請手続きを行ってください。

※実績報告時の補助金精算額は交付決定額以下とさせていただくことになります。今回の調査の結果が増額となった場合は、必ず変更交付申請の手続きを行ってください。なお、減額となる場合は、今回の変更交付申請は不要とし年度末までに別途対応いただく予定です。

#### (1) 提出書類

- ①交付申請書（様式1号）（要押印）
- ②事業計画書（別紙1）（③、④もエクセルファイルに含まれています。）
- ③経費所要額明細書（別紙2-1-1、2-2-1、2-3-1、2-4、2-5-1）
- ④所要額内訳書等（別紙2-1-2、2-2-2、2-2-3、2-3-2、2-5-2）
- ⑤歳入歳出予算書抄本

※「2 補助対象事業実施状況調査」の際にE-mailで提出していただいた書類を印刷し、  
①交付申請書に記名押印の上、②～⑤の書類を添付してください。

#### (2) 提出方法

各1部を郵送で提出してください。

#### (3) 提出期限

令和2年12月11日（金）必着

### 4 交付申請手続き（新規）について **初めて申請する医療機関**

・新たに新型コロナウイルス感染症医療提供体制支援事業費補助金実施要綱に該当する場合は次により交付申請手続きを行ってください。

※「疑い患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」における補助対象の医療機関については、救急隊から疑い患者の受入れ要請があった場合には、一時的にでも当該患者を受け入れる医療機関として登録し、関係者間で情報を共有する必要があることから、今回を最終の申請手続きとしますので御注意ください。

#### (1) 提出書類

- ①交付申請書（様式1号）
- ②事業計画書（別紙1）（③、④もエクセルファイルに含まれています。）
- ③経費所要額明細書（別紙2-1-1、2-2-1、2-3-1、2-4、2-5-1）
- ④所要額内訳書等（別紙2-1-2、2-2-2、2-2-3、2-3-2、2-5-2）
- ⑤歳入歳出予算書抄本
- ⑥別表「新型コロナウイルス感染症医療提供体制支援事業費補助金申請内容確認資料」のうち、該当補助事業に係る資料。

※①～⑤の様式はホームページからダウンロードして作成してください。

【様式のダウンロードページ：埼玉県ホームページ】

「埼玉県新型コロナウイルス感染症医療提供体制支援事業費補助金について」

(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/covid19kouhukin.html>)

※申請する場合は、事前に①～⑤の電子データをE-mailで提出していただき、内容の事前チェックを受けてください。なお、事前チェックには数日を要しますので余裕を持って手続きしてください。

(E-mailの件名は、「【事前確認】コロナ体制支援補助（医療機関名）」としてください。)

※事前チェック後、書類を印刷し、①交付申請書に記名押印の上、②～⑥の書類を添付してください。

## (2) 提出方法

各1部を郵送で提出してください。

## (3) 提出期限

令和2年12月11日(金) 必着

## 5 今後のスケジュール(予定)

### ○上記3又は4による交付申請に基づく手続き

- (12月下旬) ・ 交付決定(増額・新規) 【県→医療機関】
- (1月中旬) ・ 概算払請求書 【医療機関→県】  
※交付決定額と概算払既支払額を比較考慮し対応
- ・ 概算払 【県→医療機関】

### ○既交付決定額から増額又は減額がある医療機関を対象

- (3月上旬) ・ 変更交付申請(増額・減額) 【医療機関→県】
  - ・ 変更交付決定(増額・減額) 【県→医療機関】
- (戻入(概算払既支払額>確定額)の場合)
- ・ 返納通知 【県→医療機関】
  - ・ 返納額納入 【医療機関→県】

### ○交付決定を受けている全ての医療機関を対象

- (3月下旬) ・ 実績報告 【医療機関→県】
  - ・ 補助金額確定 【県→医療機関】
- (戻入(概算払既支払額>確定額)の場合) (精算払(概算払既支払額<確定額)の場合)
- ・ 返納通知 【県→医療機関】
  - ・ 返納額納入 【医療機関→県】
  - ・ 精算払請求書 【医療機関→県】
  - ・ 補助金精算払 【県→医療機関】

※詳細は手続きの都度御案内いたします。

※御不明な点がございましたら遠慮なく御連絡くださいますよう、お願いいたします。

### 全ての書類提出先

埼玉県保健医療部医療整備課 医務担当  
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1  
E-mail: [a3530-06@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3530-06@pref.saitama.lg.jp)  
電話: 048-830-3539

## 「新型コロナウイルス感染症医療提供体制支援事業費補助金」申請内容確認資料

事業区分	提出資料		期間	備考	
	整理No.	資料名			
【要綱別紙1】 看護職員手当支援事業 該当申請者	1-1	勤務実績表(シフト表)	4月～10月	・患者対応日等補助対象の人、日がわかるようにマーカーもしくは明示してください。 ・医療機関全員分ではなく、手当支給対象者が掲載されているもので可 ・感染症指定医療機関の場合は、感染症病床以外の病床に従事した職員が分かる資料	
	1-2	給与支払台帳	10月	・10月に支給実績がなければ、支給実績のあった月分で可 ・補助算出対象となった職員が記載されているページだけで可	
【要綱別紙2】 病床確保事業 該当申請者	空床確保	2-1	確保病床管理資料	4月～10月	・申請の根拠となった日々の確保病床数推移がわかる資料
		2-2	新型コロナウイルス感染症患者等管理資料	4月～10月	・申請の根拠となった日々の新型コロナウイルス感染症患者等数の推移がわかる資料
		2-3	休止病床管理資料	4月～10月	・休止病床数や変更がわかる資料
	消毒	2-4	見積書、請求書、納品書、領収書(支払済分)	4月～10月	
		2-5	見積書等(未払分)	11月以降	
		2-6	契約書(請書)	4月～10月	月払額や年払額のわかるもの。補助対象期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日になります。
【要綱別紙3】 医療従事者宿泊支援事業 該当申請者	3-1	宿泊施設との契約書			
	3-2	宿泊施設の利用がわかる書類	4月～10月	・ホテルからの利用報告書、利用者の領収書(ホテルの領収印あるもの)等	
【要綱別紙4】 感染症患者入院受入協力 支援事業 該当申請者	4-1	新型コロナウイルス感染症患者等管理資料	4月～10月	・感染症指定医療機関の場合は、感染症病床以外の病床に入院した患者数が分かる資料	
	4-2	ECMOを延べ3日以上使用していた月、又は人工呼吸器を延べ10日以上使用していた月があったことがわかる資料	該当月	・複数月で該当あった場合は、いずれかひと月分で可	
【要綱別紙5】 疑い患者受入れのための 救急・周産期・小児医療体制 確保事業 該当申請者	5-1	見積書、請求書、納品書、領収書(支払済分)	4月～10月		
	5-2	見積書等(未払分)	11月以降		
	5-3	契約書(請書)	4月～10月	月払額や年払額のわかるもの。補助対象期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日になります。	
	5-4	新規雇用者の雇用契約書(控)	4月～10月		

※上記確認資料は年度末に御提出いただく実績報告書の添付書類としても御提出いただく予定ですので、書類の管理に御留意ください。なお、当該補助事業に係る書類の保存年限は5年となっています。

※提出資料はすべて写しを提出してください(原本は申請者保管)。また、現時点で用意可能なもののみ御提出ください。